

基本仕様書

1 業務名

ふくおか応援寄付（福岡市ふるさと納税）PR業務委託

2 履行場所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市財政局財産有効活用部財産活用課 外

3 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

ただし、本仕様書や提案内容を踏まえた適正な履行により、契約者双方に異議がない場合は、令和 7 年 3 月 31 日まで 1 年毎に契約を更新することができる。

4 業務目的

ふくおか応援寄付PR業務委託提案競技実施要領（以下、実施要領という。）やふくおか応援寄付ホームページ（※1）、総務省ふるさと納税ポータルサイト（※2）等を参考に、ふるさと納税制度の理念、概要、本事業の目的をふまえ、制度の趣旨に沿った表現・方法により、以下の業務を実施すること。また、総務省告示第179号により総務大臣が定める募集の適正な実施に係る基準を遵守すること。（詳細は、総務省告示第179号（別紙1）及び総務省ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&A抜粋（別紙2）参照。）

また、原稿やデザイン等の内容を含め、業務の遂行にあたっては、財政局財産有効活用部財産活用課職員と十分に意見交換、調整を図ったうえで実施すること。

※1 ふくおか応援寄付ホームページ：

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/propertyuse/shisei/kihu/kifu_top.html

※2 総務省ふるさと納税ポータルサイト：

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

5 業務内容

(1) ふくおか応援寄付特設サイト（PC版・スマートフォン版）の作成

掲載内容については令和3年度のパフレット（別紙3）の内容を参考に特設サイトを作成する。本事業の目的等がサイトの閲覧者に伝わるものとし、毎年最新情報への更新を要する。

① 本市の魅力紹介。

② ふくおか応援寄付の使い道（寄付メニュー）の紹介。

※令和4年度のふくおか応援寄付の使い道は36メニュー

③ 返礼品及び返礼品事業者の紹介。

- ④ 寄付手続き及び本市への寄付が可能なポータルサイトへの誘導。
- ⑤ 寄付控除の方法など各種手続きについての説明。
- ⑥ 新着情報（福岡市からのお知らせ等）※本市職員において、随時更新・作成が可能であること。
- ⑦ その他、自由提案

(2) 特設サイトの運営及び、ふくおか応援寄付のPR企画の実施

- ① (1) で作成した特設サイトについて、適宜、最新情報への更新を行うこと。
- ② (1) の特設サイトを活用し、主に市外居住者（首都圏や関西圏などの九州外）を対象とした、ふくおか応援寄付のPRの実施を行うこと。
- ③ その他、自由提案
- ④ 特設サイトへの訪問者数及びポータルサイトへの誘導者数等の状況に加え、特設サイトを活用したPR手法における効果測定を行い、その結果を適宜報告するとともに、想定した効果が見込めない場合はその対策を取ること。

6 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑、確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統括する業務遂行責任者を置くこと。

7 成果物

(1) ふくおか応援寄付特設サイトの設置

成果物は令和4年11月上旬までに、印刷物及び電子データで納品すること。

(2) ふくおか応援寄付のPR企画の実施

実施内容を記載した報告書を印刷物及び電子媒体（エクセル・ワード）で提出すること。

(3) 上記(1)と(2)の内容を含み、年度内に実施した内容の事業実績報告書を、毎年度末に提出すること。

8 委託における著作権等の権利の取扱い

(1) この委託で制作された物（以下「制作物」という。）に係る著作権はすべて発注者に無償で帰属するものとし、発注者における二次利用を可能とする。

(2) 発注者は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、発注者が認める場合には、受託者は、第三者による制作物の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。

(3) 8(2)の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。

- (4) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (5) 発注者は、成果物の内容（デザイン、設計等を含む。）を自由に変更することができるものとする。

9 その他特記事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、発注者と十分に協議すること。また、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議のうえ、決定すること。
- (2) 契約完了後に受託者が変更となる場合、次期事業者決定後、次期事業者への引継ぎを行うこと。
- (3) デザイン・レイアウト等については「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」（※3）を参照すること。

※3ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/kouhou-hodo/kankoubutsu-video/ud.html>

- (4) Web サイトの作成にあたっては、「福岡市が管理運営するホームページにかかるアクセシビリティ対応基準書」（※4）をふまえ、ウェブアクセシビリティに十分に配慮したものとする。

※4福岡市が管理運営するホームページにかかるアクセシビリティ対応基準書

https://www.city.fukuoka.lg.jp/sub/accessibility_taioukijun.html